

事務連絡
令和6年1月19日

別記団体 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和6年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて
(周知依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般都道府県等からのお問い合わせを踏まえ、令和6年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて、別添のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部長宛て通知しております。

貴団体におかれましても御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

(別記)

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学附属病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
一般社団法人 日本精神科看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課

医政総発 0119 第 1 号
令和 6 年 1 月 19 日

都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて

令和 6 年 1 月 1 日の令和 6 年能登半島地震に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（令和 6 年 1 月 5 日付厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししてきてところです。

上記に加えて、今般都道府県等からのお問い合わせを踏まえ、令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

- 1 被災地の医療提供体制を確保するため、巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付け厚生省医務局長通知。以下「巡回診療通知」という。）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。
- 2 また、巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- 3 さらに、「巡回診療に係る取扱いについて」（令和 5 年 3 月 29 日付け厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししているとおり、巡回診療通知

の記第一の二で示されている回数・日数を踏まえつつ、巡回診療通知に記載の回数・日数を超える回数・日数での運用については、医療提供の機会を確保する必要性が高い状況にある場合に、一定の期間の措置として、認めることとして差し支えないこと。